平成２１年（フ）第１３５１号
さいたま市緑区大字大門1450番地５
債務者　鳥谷部安子
１　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第９５号
北海道白老郡白老町字竹浦192番地71
債務者　尾田ひとみ
１　決定年月日時　平成21年10月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２１年（フ）第１３４号
北海道登別市新川町４丁目41番地６　マンションニューウダックス103号、前住所北海道登別市新生町３丁目22番地３
債務者　下沢　耕悦
１　決定年月日時　平成21年10月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２１年（フ）第１４７号
北海道室蘭市水元町10番５―101号
債務者　大和田博子
１　決定年月日時　平成21年10月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２１年（フ）第１５１号
北海道登別市中央町３丁目16番地11　リバサイドハイツ105号、前住所北海道登別市鷲別町２丁目７番地２
債務者　石上　正幸
１　決定年月日時　平成21年10月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２１年（フ）第２４号
北海道枝幸郡枝幸町新港町1313番地２
債務者　中島　雅之
１　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２１年（フ）第２５号
北海道枝幸郡枝幸町新港町1313番地２
債務者　中島　千晴
１　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２１年（フ）第２６号
北海道士別市西１条11丁目452番地26
債務者　湯澤加代子
１　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２１年（フ）第６０１号
埼玉県上尾市大字上尾下894番地２　シャルムＢ―101
債務者　小林真生子（旧姓本内）
１　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１１６０号
埼玉県北足立郡伊奈町大字小針内宿211番地２　レオパレス殿山207、旧住所さいたま市北区奈良町22番地16
債務者　松浦　康博
１　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１１６６号
埼玉県上尾市大字上1402番地６　アメニティパレスＡ―202
債務者　岩崎　正子
１　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１１８３号
埼玉県川口市朝日２丁目14番８号　かねよしコーポ203号、旧住所埼玉県川口市末広３丁目12番５号
債務者　佐藤　静子
１　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１１９７号
埼玉県鴻巣市本町４丁目３番28―506号　鴻巣駅前ビル、旧住所埼玉県熊谷市新堀1228番地２　籠原八平前団地１号棟１―８
債務者　内田真奈美（旧姓橋本）
１　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１２０１号
埼玉県新座市畑中２丁目８番24号
債務者　永井　大三
１　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１２１１号
さいたま市北区宮原町４丁目28番地５　202号、旧住所北海道標津郡標津町南六条西２丁目４番１―21号
債務者　桐原　義春
１　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１２５９号
埼玉県蓮田市大字蓮田469番地　アーバン吉田１―102号
債務者　齋藤　洋子
１　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１２６３号
埼玉県蕨市塚越７丁目３番13号　コウナンハイツ101号、旧住所神奈川県相模原市相模台４丁目10番５号　コパーズアプト相模台Ⅳ301
債務者　川崎　　修
１　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係